

幼児教育・保育の無償化に係る手続きについて

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化により、在園児（1号認定子ども）の皆様におかれましては、保育料が全額無償となり、その場合の手続きは特に必要ございません。（行事費や給食費などは原則負担）

しかしながら、在園児のうち家庭において必要な保育を受けることが難しい方については、「保育の必要性の認定（新2号・新3号）」を受けた場合、保育料に加え、預かり保育の利用料が新2号は月額上限11,300円、新3号は月額上限16,300円まで無償化の対象となります。（どちらも日額上限450円×利用日数で算出）

つきましては、新2号、新3号の認定手続きをされる方は、提出書類を封筒に入れ密封するなどし、園にご提出ください。入園所相談課へは認定希望月の前月15日必着（休日の場合は前開庁日）となりますので、園へはお早めにご提出ください。期限を過ぎますと、原則翌々月からの認定になります。

新2号及び新3号の方は、認定こども園・幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）施設の場合、預かり保育のほか、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用も無償化の対象となります。その場合、月額1万1,300円（新2号）又は月額1万6,300円（新3号）から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限となります。

1 新2号・新3号認定の申請に必要な提出書類

新2号・新3号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と保育を必要とする事由ごとの必要書類（3を参照） ※父母ともに事由に応じた書類が必要

2 給付認定の区分

認定区分	対象者	主な利用先
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過したお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、 家庭において必要な保育を受けることが難しい方 （例）両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	幼稚園 認定こども園 預かり保育事業 認可外保育施設
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、 家庭において必要な保育を受けることが難しい方のうち、住民税非課税世帯の方 （例）両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	一時預かり事業 病児保育事業 ファミサポ事業

3 保育を必要とする事由と必要な書類（新2号・新3号の方）

新2号・新3号の認定を受けることのできる保育を必要とする事由とは下の①～⑩の場合です。

保育を必要とする事由に応じ、父母ともに書類が必要です。

事由	事由の説明	必要書類の例
① 就労 月64時間以上就労 している	常勤・パートタイム等	就労証明書（勤務先が記入）
	内職	就労証明書（内職の委託元が記入）と業務の計画表、予定表など
	自営業、農業	就労証明書（保護者自身が記入）と確定申告書のコピー（開業初年度などで提出できない場合は、開業届・営業許可書のコピー）
② 妊娠、出産	保育を必要とする理由が、妊娠・出産（産前8週・産後8週）	母子健康手帳（表紙と出産予定日が記載されたページのコピー）
③ 保護者の疾病・障がい	保育を必要とする理由が、保護者の病気・障がい	次の㉗㉘のいずれか ㉗ 診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記） ㉘ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のコピー
④ 親族の看護・介護	保育を必要とする理由が、親族の看護、介護	申立書と看護、介護が必要な人の㉗～㉚のいずれか ㉗ 診断書（病名、治療期間、介護の必要性等を明記。市所定の用紙に記入） ㉘ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のコピー ㉙ 介護保険被保険者証のコピー ㉚ 療養施設の在園証明書（川西さくら園など）
⑤ 災害復旧	災害の復旧のため児童の保育ができない	申立書とり災したことがわかる書類（り災証明書）
⑥ 求職活動（起業準備含む）	就業に向けて求職活動を行なっている（最大90日間）	求職活動状況申立書
⑦ 就学、職業訓練	就学（職業訓練校など、将来就労につながる就学を含む）している	申立書と在学証明書、受講証明書など、受講時間と在学期間が確認できる資料
⑧ 虐待やDVの恐れがある		申立書
⑨ 育児休業を取得して育児中	育児休業取得前に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合（育児休業に係る子どもが1歳なる年度末まで）	育休期間が明記された就労証明書 ※入所時点で育児休業を取得されている場合は、認定を受けられません。
⑩ その他	上記と同様な状態であると市が認める場合	市が必要と認める書類

※ 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

※ 必要な添付書類の様式は、市ホームページにも掲載しています。ダウンロードしてご使用ください
(市公式ホームページから トップページ>暮らし・手続き>子育て>保育所・認定こども園(2・3号認定)小規模保育事業所>保育施設(2号・3号および新2号・新3号認定)などの申し込み添付書類)【ページ番号：1000648】

お問い合わせ

川西市教育推進部入園所相談課

TEL 072-740-1175